

運転免許受験相談事務処理要領の制定について

交 運 甲 達 第 1 1 号
平成 2 6 年 5 月 2 8 日

(概要)

この要領は、運転免許の取消処分を受けた者、無免許運転で検挙された者等からの運転免許受験相談（受験可能期日等の問合せ）を適正に行うための手続きについて定めたものです。